

民事執行法の改正により入札時に  
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に  
該当しない旨の

陳述書

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。また、記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

※入札方法に関する問合せ

静岡地方裁判所(本庁) 執行官室(電話番号054-255-8534)

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 3月 9日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 田 萌 里

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 4月 7日 午前 8時30分から 令和 8年 4月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 4月21日 午前10時00分 場 所 静岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 5月12日 午前 9時50分 場 所 静岡地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 4月22日 午後 1時00分から 令和 8年 4月23日 午後 3時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
<p>一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 3月 9日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお, 期間入札において買受申出がないときは, 開札日の翌日から原則2日間特別売却が実施されます。</p>	



## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 静岡市清水区草薙字栗木田                     |
|   | 地 番   | 205番8                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 133.56平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 静岡市清水区草薙字栗木田 205番地8              |
|   | 家屋 番号 | 205番8                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 52.99平方メートル<br>2階 44.30平方メートル |

## 物 件 明 細 書

令和 8年 1月20日

静岡地方裁判所民事部

裁判所書記官 山 田 萌 里

---

---

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

Bが占有している。同人の占有権原は使用借権と認められる。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項

なし

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 静岡市清水区草薙字栗木田                     |
|   | 地 番   | 205番8                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 133.56平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 静岡市清水区草薙字栗木田 205番地8              |
|   | 家屋 番号 | 205番8                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 52.99平方メートル<br>2階 44.30平方メートル |

令和7年(ケ)第 66号  
令和7年11月21日受理  
令和8年 1月 13日提出

# 現況調査報告書

静岡地方裁判所

執行官 伊 藤 公 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 静岡市清水区草薙字栗木田                     |
|   | 地 番   | 205番8                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 133.56平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 静岡市清水区草薙字栗木田 205番地8              |
|   | 家屋 番号 | 205番8                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 52.99平方メートル<br>2階 44.30平方メートル |



占有者及び占有権原(物件2関係)	
占有範囲	■全部 <input type="checkbox"/>
占有者	<input type="checkbox"/> 債務者 ■B
占有状況	<input type="checkbox"/> 敷地 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> ■居宅 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/>
■関係人(■B(占有者) <input type="checkbox"/> ( ) )の陳述/ <input type="checkbox"/> 提示文書( )の要旨	
占有権原	<input type="checkbox"/> 賃借権 ■使用借権 <input type="checkbox"/>
占有開始時期	平成24, 5年ころ
最初の契約日	平成24, 5年ころ
契約等期間	平成24, 5年ころから <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし
更新の種類別	<input type="checkbox"/> 合意更新 <input type="checkbox"/> 自動更新 <input type="checkbox"/> 法定更新
現在の契約等期間	年 月 日から <input type="checkbox"/> 年 月 日まで 年間 <input type="checkbox"/> 期間の定めなし
契約等貸主	■所有者 <input type="checkbox"/> その他の者( )
当事者借主	■占有者 <input type="checkbox"/> その他の者( )
賃料・支払時期等	毎 金 円(毎 限り 分支払) <input type="checkbox"/> 前払( 分 円) <input type="checkbox"/> 相殺( 分 円)
敷金・保証金	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある( <input type="checkbox"/> 敷金 円 <input type="checkbox"/> 保証金 円)
特約等	<input type="checkbox"/> 譲渡・転貸を認める <input type="checkbox"/>
その他	
執行官の意見	■上記のとおり <input type="checkbox"/> 下記のとおり <input type="checkbox"/> 「執行官の意見」のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ B (占有者)	<p>1 私は、物件1の本件土地及び物件2の本件建物を所有するAの元配偶者です。</p> <p>2 本件建物は、10年以上前の平成24、5年ころから、私と子が住居として使用しています。Aと離婚したときに、Aが住宅ローンを支払うということで、私と子が本件建物に住むことになりました。当然、Aに家賃等は支払っていません。Aはそのころから別の場所で生活しています。Aの住民票上の住所は、しばらく本件物件所在地にありましたが、最近移してもらいました。</p> <p>3 本件建物を増改築したことはありません。2階の納戸は、本件建物新築時からありますが、床面積に含まれていないと聞いています。</p> <p>4 本件建物に不具合はありません。</p> <p>5 境界の争いはありません。</p> <p>6 Aとは最近連絡がとれません。</p> <p>7 本件建物内にAの物は置いていません。</p> <p>(令和7年12月3日(電話)、令和8年1月8日に聴取)</p>

注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付写真のとおりである。  
本件土地の南側に隣接する206番2の土地及び北側に隣接する206番4の土地は、何れも登記記録上、清水市が所有する地目が畑の土地であるが、現況は市道である。  
本件土地は、北側市道より約5メートル高く、擁壁が設けられている(写真2)。
- 2 本件土地の北側にあるウッドデッキは、老朽化しており、使用の可否は不明である(写真6)
- 3 本件建物の表札には、本件占有者及び本件所有者の苗字が表示されていた。この他、本件占有者の陳述及び現場の状況等から、本件物件の占有関係を前記2、3枚目記載のとおり認定した。  
なお、本件所有者に本件物件の使用状況について照会をしたが回答がない。

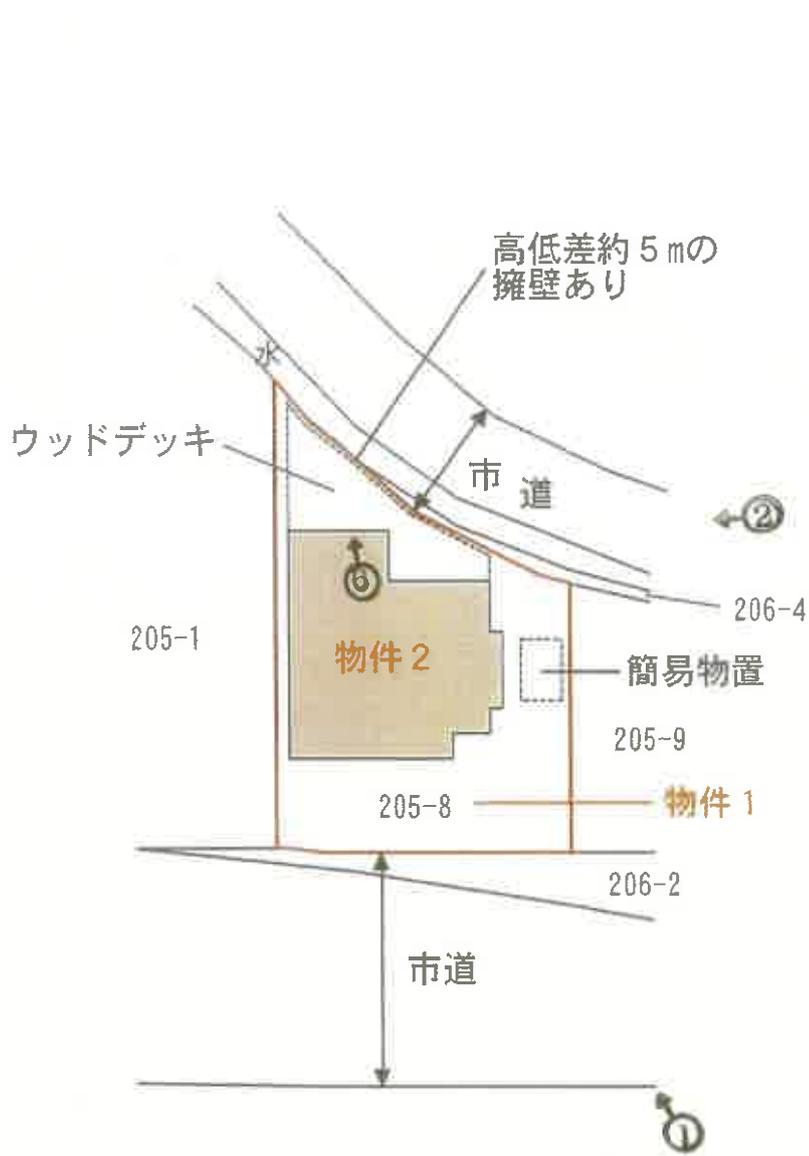
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年11月21日 (金) : - :	執行官室	静岡市役所の間取函請求 (郵送)
7年11月28日 (金) 13:05-13:08	所有者宅	全戸不在, 通知書投函
7年11月28日 (金) 13:25-13:30	物件所在地	物件確認, 全戸不在, 占有状況調査, 外観写真撮影, 通知書投函
7年12月 3日 (水) 13:25-13:30	執行官室	占有者から事情聴取 (電話)
7年12月 9日 (火) : - :	執行官室	所有者に本件物件の使用状況に関する照会書郵送 (回答なし)
7年12月19日 (金) 15:20-15:25	静岡地方法務局	土地 (近隣地) の登記記録の現在事項証明書申請, 土地上の建物登記について調査 (本件建物以外に登記なし)
7年12月19日 (金) : - :	執行官室	清水区役所戸籍住民課に占有者の住民票の写しの送付依頼 (郵送)
8年 1月 8日 (木) 8:55-9:20	物件所在地	占有者と面会, 入室調査 (全室), 間取調査, 境界調査, 占有状況調査, 写真撮影, 評価人同行
年 月 日 ( ) : - :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち合わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

( 6枚目)

土地建物位置関係図

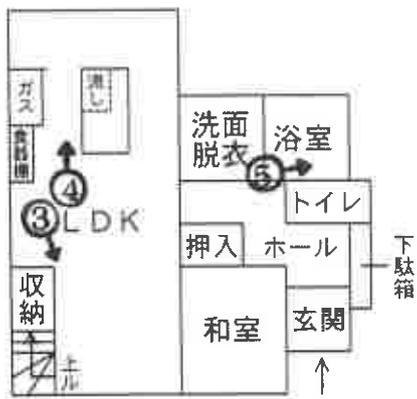


↑  
○ 写真撮影方向

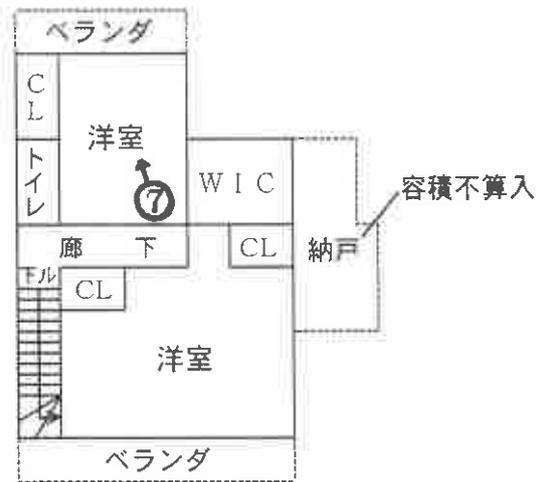
# 間 取 図

## 物件 2

< 1 階 >



< 2 階 >



↑ 写真撮影方向

写真 1  
物件 1

物件 2

簡易物置



写真 2

物件 2



写真 3

建物内の状況



写真 4

建物内の状況



写真 5

建物内の状況



写真 6

ウッドデッキ



写真 7

建物内の状況



令和 7年(ケ)第 66 号  
令和 8年 1月 8日 現地調査  
令和 8年 1月13日 評 価

静岡地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

青 島 進

## 物 件 目 録

- |   |       |                                  |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在   | 静岡市清水区草薙字栗木田                     |
|   | 地 番   | 205番8                            |
|   | 地 目   | 宅地                               |
|   | 地 積   | 133.56平方メートル                     |
| 2 | 所 在   | 静岡市清水区草薙字栗木田 205番地8              |
|   | 家屋 番号 | 205番8                            |
|   | 種 類   | 居宅                               |
|   | 構 造   | 木造スレートぶき2階建                      |
|   | 床 面 積 | 1階 52.99平方メートル<br>2階 44.30平方メートル |

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 8, 330, 000 円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 3, 160, 000 円
物件2 (建物)	金 5, 170, 000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

### 第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
・物件1の土地の上に物件2の建物が存する。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR 東海道本線「草薙」駅の南東方・直線距離約 960m (別添「位置図」参照)	
付近の状況	中規模の一般住宅を中心にアパートや農地も見られる起伏のある地勢の住宅地域である。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 50% 80% なし 高度地区(最高限1種、10m)
画地の状況	地積 形状 間口・奥行 地勢 接道状況 その他	133.56 m <sup>2</sup> 不整形 間口約 10.2m、奥行約 9.7m~17.5m 北側が低い地勢である 南側路面とほぼ等高に接面する二方路地 特記事項参照
接面道路の状況	南側幅員約 8.4m の舗装市道(建築基準法上の道路) 北側幅員約 4.5m の舗装市道(建築基準法上の道路)	
土地の利用状況	現況利用・・・物件2の建物敷地として利用されている。 目的外建物の有無・・・なし その他・・・特になし	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 あり 下水道 あり  (注) 供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常のコストで敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・物件1の土地は、北側市道の路面より約5mの高いため擁壁が設けられており、北側市道からの出入りは現況不可能な状態である。 なお、高さ約5mの擁壁については崖地となるため、静岡県建築基準条例第10条（がけ条例）についての確認を要することに留意されたい。</li> <li>・本件土地上に簡易物置がある。</li> <li>・物件1の土地の北側部分に、物件2の建物の1階から出入り可能なウッドデッキがあるが、老朽化しており使用の可否は不明である。</li></ul>
------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成19年7月 経 過 年 数：約18年 経済的残存耐用年数：約7年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：スレート 外 壁：サイディングボード、ガルバリウム鋼板 内 壁：クロス等 天 井：クロス等 床：畳、フローリング、クッションフロア等 設 備：電気、給排水、衛生 その他：
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現況用途等	現況用途：一般住宅 間取り：後添間取図参照
品 等	普通
保守管理の 状態	普通
建物の利用 状況	Bが家族とともに住居として占有使用している。 なお、Bの占有権原は使用借権と解される。  ※ 詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特記事項	・本件建物2階には、ウォークインクローゼット（W I C）から出入りする容積不算入の納戸がある。（間取図参照）

## 第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が戸建住宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

### 1 基礎となる価格

#### ① 物件1（土地）

物件1の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/m <sup>2</sup> ) ア	個別 格 差 イ	地 積 (m <sup>2</sup> ) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	95,100	0.92	133.56	0.9	10,520,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価基準地 清水（県）－12

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格  
 $111,000 \text{ 円/m}^2 \times 100.5/100 \times 100/102 \times 100/115 \doteq 95,100 \text{ 円/m}^2$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：画地の状況を考慮した。

◇地 域 格 差：基準地は街路条件（幅員等）にやや劣るが、環境条件（周辺の利用状態等）に優る。

イ 個別格差：画地条件（二方路、形状、北側高低差）を考慮して査定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地の状態等を考慮した。

#### ② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/m <sup>2</sup> ) ア	現況延床面積 (m <sup>2</sup> ) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	157,000	97.29	0.22	3,360,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して下記のとおり求めた。

経過年数 18年、経済的残存耐用年数 7年、観察減価 20%

(耐用年数に基づく方法) (観察減価法)

現価率 =  $7 \text{ 年} \div (18 \text{ 年} + 7 \text{ 年}) \times (1 - 0.20) \doteq 0.22$

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### ① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1	10,520,000	0.5	法定地上権	5,260,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

### ② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) ×ウ ×エ×オ
1	10,520,000	- 5,260,000	/	—	0.6	3,160,000
2	3,360,000	+ 5,260,000	—	—	0.6	5,170,000
一 括 価 格 ( 合 計 )						8,330,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：なし。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価基準地価格（ 清水（県）－12 ）

所 在：静岡市清水区草薙杉道2丁目1357番29  
「草薙杉道2-8-5」

価 格：111,000円/m<sup>2</sup>

価 格 時 点：令和 7年 7月 1日

地 積：160m<sup>2</sup>

供給処理施設：水道・下水・ガス

接 面 街 路：東側4m市道

用途指定等：第1種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率80%）  
高度地区

地 域 の 概 要：中規模一般住宅の中にアパート等が見られる住宅地域

## 第7 附属資料

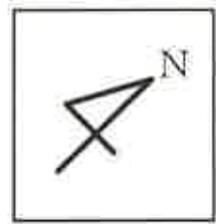
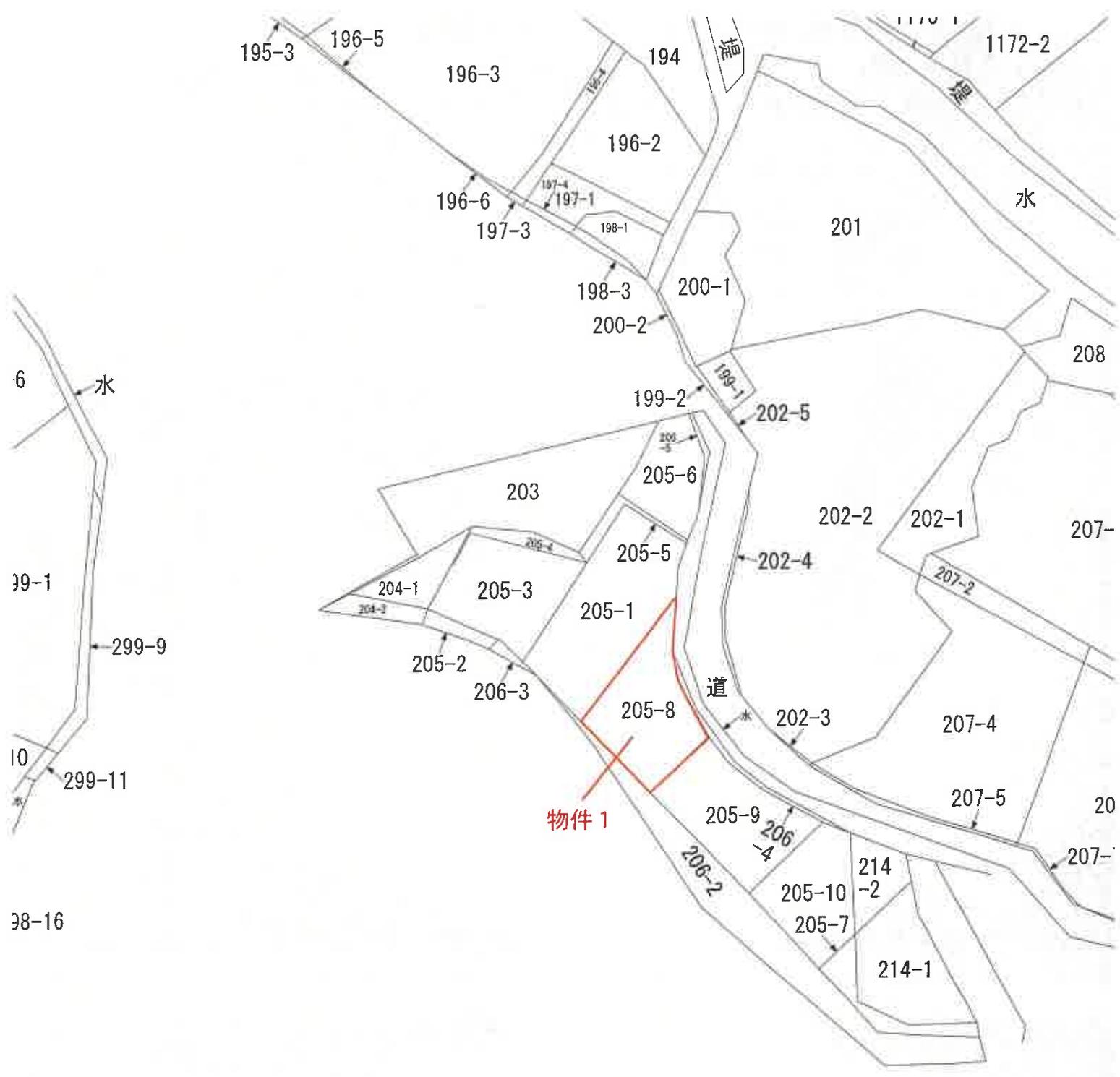
- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 建物配置図
- 4 間取図

以 上



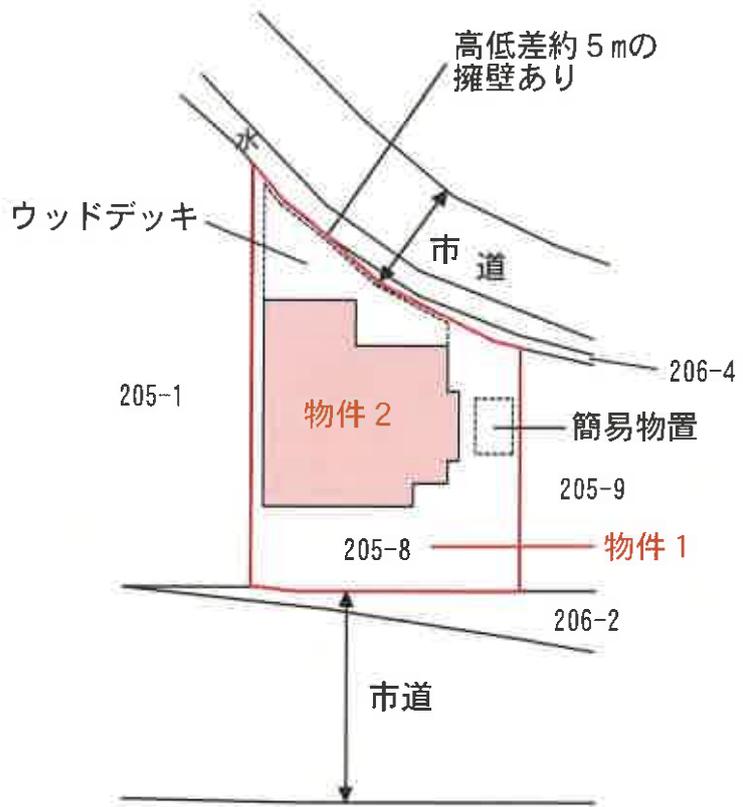
対象不動産

位置図  
(静岡市役所白図)  
1/10,000



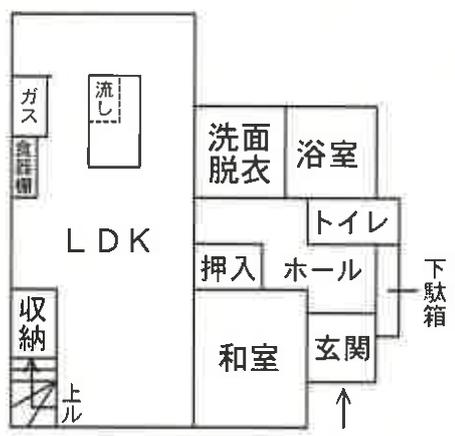
公 図 写  
1 / 500

# 建物配置図



# 間取図

<1階>



<2階>

